

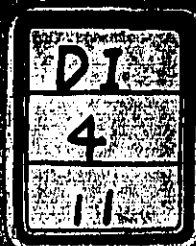
海軍歷史

卷九卷十

四



10012146



D1
4

海軍歴史卷之九

咸臨艦米國渡航ノ下

目錄

總督ノ負傷

火藥庫

サクレメント鑛山

合衆國ノ海軍局

各所警備ノ軍隊表

海軍士ノ總數

同職俸表

荷蘭艦將ノ筆記

昭和24年11月7日
 高宮篤氏
 寄贈
 公使衛生理

海軍歴史 卷之九 目錄

D.I
4
11

同國海員俸錢表
米國測量船ノ派遣
奇鳥及毒蛇
ブロック氏歸郷
インゼベンセルス艦將ノ來訪
使節ノ發纜ヲ送ル
咸臨艦ノ工事成ヲ告ク
水夫ノ埋葬
桑港ノ議場
新聞紙抄譯數則
桑港發船
恒眞風

三維島投錨
周年暖度ノ經驗
王宮謁見
國王之居館
議政館
島中ノ貨幣
外國人雜居
賤民ノ情態
漁船ノ形狀
穿礁器
囚獄
學校

歐人之風土記

布哇島發船

同島官局ノ書翰

米國政府へ謝品

小野友五郎氏ノ特恩

咸臨艦乘員ノ賞賜

海軍歴史卷之九

咸臨艦米國渡航之下

三月十日使節ヲフランシスコへ招ク此往返ハ當港ニ繫ク蒸氣測量船ヲ用ユ當日ポ―ハタン船ノ川岸ニ繫キアリテ祝砲セシカ誤テ當地之總督カ子ガムヲ打倒ス

ポ―ハタン船石炭積込ノ爲ニ我邦船ト并ヒ川岸ニ繫キ居シカ爰ニテ發砲セントシ誤テ路上往來之者ヲ打シナリ彼邦之軍艦常ニ號令嚴整甲板上當直士官ヨリシテ已下遠望者并銃卒之輩必ス手銃或ハ劍ヲ採リテ一小事ト雖モ看監セサルヲ無シ今如何シテ此飛禍ヲ生セシメシヤ尤不審規則ニ託シテ注意ノ粗暴ニ出タルナルヘシ○爰ニ及テ祝砲

ヲ止メ各總督ヲ肩ニシ其居宅ニ送ル我輩又續キテ之ヲ訪
 ラフ彼肩上ヨリ半面鮮血滾々タリ初メ我輩此地ニ來リシ
 時彼亦船ニ來リシカ行步遲ヤトシテ速ナラス自カラ云我
 年老テ無用ノ者トナレリト我邦人皆目シテ老耄者トセン
 カ今此飛禍ニ逢フニ至テ之ヲ見ルニ應對言語平日ヨリ爽
 カナリ机ニ倚リテ疵ヲ洗ヲハシメ自若トシテ云我少壯ヨ
 リ航海セシト殆ント四十年其中患難困苦ヲ經ル者數度不
 幸ニシテ昔時一眼ヲ失ス今又此禍ニ係レリ是亦天ナリ各
 君恐怖スルト勿カレト嗚呼又米人中ノ傑ト謂フヘシ
 此島之北東隅ニ火藥大庫アリ小岡ヲ削夷シテ三方壁形トシ
 此内ニ建ツ唯其一面ハ川岸ニ臨メリ是船内ニ積ムニ便セシ
 ナルヘシ其建築悉ク石造ナリ石質堅硬ナラス殆ント瓦ニ類

ス我邦ノ砂石ト云フ者ノ如シ恨ムヲクハ其内形ヲ見ス尤遺
 憾トス外形長徑三十間幅十間計リ

此庫ニ並ヒテ鐵彈及ヒ諸器械ノ貯所アリ造製火藥庫ニ等シ
 長徑貳十間幅十間計リナリ

武庫ハ川ノ北岸道路一條ヲ隔テ建築ス當今全備ノ者長徑六
 十間幅十五間計リ悉ク磚造ニシテ高キ二層樓ナリ其下層ハ
 重大ノ諸物ヲ貯ヘ上層ハ糧食ヨリシテ索具地圖大銃器帆布
 航海戰鬥ノ具等備ハラスト云フト無シ又此庫數箇ヲ建ル基
 ヲ造ル之ニ并ヒテ同斷ノ大樓三ヲ設ク此樓ヲ以テ工作場ト
 ス其盛大愕ク可シ數年ヲ出テスシテ全備ノ大海軍局ト成ル
 可シ

又此川岸ニ石造「ドック」八座ヲ造ル設アリ此地ハ川水深クシ

テ便ナル而已ナラスフランシスコ地日ヲ追テ人口ヲ增多シ
移民夥敷入津之船舶百ヲ以テ算スルニ到リ將々鑛山ノ開拓
益盛ナルカ故ニ後終ニハ米國合衆部ノ一大盛地トナル可キ
ト言ヲ待タサル可シ
聞クサクレメント鑛山ヨリ得ル處金銀一歳ノ總數六千万ド
ルヲルニ下タラスト猶工人ヲ増ス時ハ出鑛此上數千ヲ增多
ス可シト云

按スルニ爰ニ擧ケシ處米人之說話ニ出ルト雖モ其貨幣ノ
總數甚夥多ナリ一日此事ヲ以テ貨幣司官員ニ問ヒシニ彼
此兩三年中得タリシ處ノ數ヲ算シ示云千八百五十八年得
ル處九百三十六万〇四百ドルヲル同五十九年ハ八百六十
一万七千六百ドルヲル當歲掘リ得ル處一千八十三万三千

二百ドルヲル餘ナリト但此地ノ金坑ハ南北ニケ所ニ分ツ
今爰ニ云フ處ハ其兩所ヨリ得タリシ所ヲ以テ合算シ云フ
ナリト

甲比丹マキヅーガル云合衆國海軍從事ノ官員ハ其給料之受
用ヲ分チテ三トス所謂本郷在住他郷在住航海等ニテ各高下
アリ第一等ノ總督其本郷ニ在ル時ハ一歳三千五百ドルヲル
ヲ受用ス若他邦ノ海軍局ニ從事シ本郷ニ在ラサル時ハ一千
ドルヲルヲ増ス可シ航海ニ當ルモ同一千ドルヲルヲ増給ス
軍隊一手ノ總督航海ニ當レハ四千ドルヲルヲ給ス此總督本
郷ニ在レハ二千五百ドルヲル他郷海軍局ニ到ル者三千五百
ドルヲルヲ受ク其他ノ官員他郷ニ到リ或ハ航海ニ當ル者其
官位ニ應シ悉ク増給ス則指揮官ハ其本給ノ上七百ドルヲル

士官ハ三百ドルヲルヲ増ス此他之官員小吏モ亦此制ニ比シ
テ銀貨數枚ヲ増給スト云
今合衆國中海軍局ヲ置ク者十二ヶ所所謂

- ボルツマーツ ポストン ニュウヨルク
- ヒラデルピア ベルテモール ワシントン
- ノルホルグ カルレストン フロリダ地中ベンセコール
- セケットハルポール サンフランシスコ ヘルバレーソ等ナリ

又聞ク當今合衆國中ノ軍艦大小八十六艘此中古製破損シテ
航海ニ用ヒ難キ者アリ是等ハ各所ノ海軍局ニ繋キ非常警衛
ニ備フ又大小ノ軍艦ヲ撰拔シテ他州警衛ノ軍隊ト爲ス者ア
リ米人此隊ヲ云テ「エスカドロント」云フ是荷蘭ニ云「エスカ
ド」ト同シク軍艦數艘ヲ組テ一隊ト爲シタル者ナリ各一隊毎

ニ總將官一員其附屬ノ船將士官等數員アリ當今現在ノ軍隊
ハ先自國之軍隊一總將マツキリニ子イ

- 蒸氣フレガットローノツク船號 大銃四十門
- 帆前軍艦セーハンナ 同 廿二門
- 同斷 シントロウイス 同 二十門
- 同 シヤーメストウ 同 廿二門
- 同 セラトカ 同 二十門
- 蒸氣船 ブルークレイン 同 十八門
- 護送船 ラレーフ等ナリ
- 太平洋警衛之軍隊 總將ロンド
- 蒸氣フレガットメルレマツキ 同 四十門
- 同 サラ子キ 同 九門

帆前船	シントメーリー	同	二十門
同	ヘンデリヤ	同	二十門
同	デセラユル	大銃無シ	
同	セーナ	同	二十門等ナリ
地中海警衛之軍隊 總將レハレット			
蒸氣フレガットワーベス		同	四十門
帆前船	マセドテン	同	廿二門
プヲシリ—警衛軍隊 總將シフリツキ			
帆前フレガットサバーン		同	五十門
同	シントラウレンシ	同	五十門
同	ヘルモウソ	同	二十門
同	プレーベル	同	十六門

蒸氣船	メーベス	同	二門
同	アタラント	同	同
同	ナルトナ	同	同
フリツキ船	ドルポーン	同	四門
同	ソ—テルステル	同	二門
蒸氣同	ウエテルホルト	同	同
同	ホルトン	同	五門
フリツキ船	ベインプリセ	同	六門
蒸氣船	ウオ—テルウイソ	同	一門
フリツキ	ヘ—リ	同	六門
護送船	レテース	同	一門
蒸氣船	チユ—ペン	同	同

同	メテユメト	同	同
同	ハーリートフーレン	同	七門
亞弗利加洲警衛軍隊	總將コノーブル		
帆前船	シムヘルランド	同	廿四門
同	ヘンシチーフ	同	二十門
同	デール	同	十六門
同	マレラン	同	同
東印度海警衛軍隊	總將タテナル	<small>是ポーハメン船將ニテ我邦ニ來リシ者</small>	
蒸氣	フレガットミシツピイ	同	十一門
同	メニソータ	同	四十門
同	ポーハタン	同	九門
帆前船	ゼルメントウーレン	同	廿二門等ナリ

是其平常警備ノ軍隊ニシテ非常ノ際或ハ其地方ノ大亂戰鬥ニ當レハ猶軍隊ヲ增多スト云今此説ニ由テ思フニ我邦ニ到ル諸軍艦大抵東印度軍隊中ノ内ヲ出テス以テ證トナス可シ往昔ペルリノ我邦ニ到リシ時其率ユル處ノ軍艦大抵東印度ノ軍隊並自國警備之軍隊共ニ二隊ナリシコト知ル可シ又此説ニ附キ其船號ヲ以テ考フルニ此中二三艘ハ除キタル者歟或ハ支那地方ニ止メ不時ノ遭變若シクハ糧送ニ備ヘシ歟知ル可カラズ

又聞ク今時合衆國海軍官員之總數士官以上之者大抵總督(所謂コモドールナル者)百一員甲比丹百三十三員士官三百七十四員醫官六十九員此他大銃手機械掛之士官同見習等數千員有リト云

合衆國海軍士官之名簿アリ今其簿中ニ載スル諸官員俸錢記
ヲ爰ニ記シ以テ考證ニ充ツ

官職	當者	海軍局	航海	大軍隊
老職 軍隊 <small>所屬エスカドロ 隊ノ甲比丹</small>	三千五百、	四千五百、	同上	
全給料	二千五百、	三千五百、	同上	
補缺ニ充ル者	千八百、	二千八百、	同上	
指揮官 全給料	千八百、	二千、	二千五百、	
補缺ニ充ル者	千二百、	千九百、	同上	
士官 全給料	千二百、	千五百、	同上	
補缺ニ充ル者	七百五十、	千〇五十、	同上	
第一仕官後五ヶ年中	千、	千二百五十、	千二百三十三、	千五百、
第二仕官後五ヶ年中	千二百、	千五百、	千八百、	千八百、

第三次同斷
第四次同斷
在職廿年之者

千四百、	千七百五十、	千八百六十六、	二千、
千六百、	二千、	二千三百三十三、	二千四百、
千八百、	二千二百五十、	二千四百、	二千七百、
八百五十、	千五百五十、	千二百、	
六百五十、	九百五十、	同上	

出納官

出納官兼醫官見習
醫官見習
リーニ一船乗組ノ者
フンガツト船同斷
スループ或第一等蒸氣船同
ブリツキスクーテル及蒸氣船同
ボストン 子ウヨルク ノルホルタ
ワシントン及ロベンセヨール海軍局
ニ在ル者
ボストン 子ウヨルク ノルホルタ
等ニ在ル監船乗組
ボルツモーン及ロハラテルロヤ海軍
局ニ在ル者
合衆國中或ハ他洲ニ在ル海軍從事
之者

第一仕官後五ヶ年中
第二次同斷
第三次同斷
第四次同斷
在職二十年之者

千、	千五百、		
千二百、	二千、		
千四百、	二千五百、		
千六百、	二千、		
千八百、	千五百、		

カブレインズ	千、	千五百、	同上
數學教授方	八百、	千五百、	同上
接針役(リーニール船乗組)	七百五十、	千、	同上
同全給料	六百、	七百五十、	同上
ハツセツトミツトレンツマン	三百、	三百五十、	四百、
ミツトレンツマン	三百、	四百五十、	同上
接針役	六百、	七百、	九百、
水夫小頭	六百、	七百、	九百、
大銃手	六百、	七百、	九百、
大工	六百、	七百、	九百、
帆縫	六百、	七百、	九百、
機關師仕官後五ヶ年中	千二百、	千五百、	同上
同二次同斷	千四百、	二千、	同上
第一等機關師見習	八百五十、	千、	同上
第二等同斷	六百、	八百、	同上
第三等同斷	四百、	六百、	同上

按ルニ海軍諸官員ノ順席格式等各國少異有ト雖モ大体同一ナリ其給スル處ノ員數モ各國貧富銀並ニ貨之高低等ニ因リテ又小異無キヲ能ハス往年荷蘭之船將カツテンデイキナル者筆記シテ送レル書中ニ海軍ニ及ヒシ者アリ左ニ抄譯シテ參考トス

水師ノ軍務ハ之ヲ陸軍ニ比スレハ太タ困難ナリ其理如何トナレハ水軍歩卒之職務ハ陸軍ヨリモ大ニ危険ニシテ其陣亡目前ニ瀕セリ且職務ノ大ニ危険ナルニ由テ其職ニ給仕スル兵等一二歳ニシテ職ヲ辭シ去ルノ患アリ是時ニ臨ンテ温言好ク之ヲ慰揚スルハ妨ケ無シ不羈之良民ヲ以テ危険ニ劫掠スルハ人ノ好テ欲セサル所ナリ

佛蘭西國之制ハ軍陣出入姓名簿ト一様ニ水軍姓名簿ヲ具

ス
此法普ク沿海ニ達シテ残ス所無シ是漁人中ニハ極メテ善
良之水夫ヲ出ス故ナリ
水軍姓名簿ニ載スル所ノ沿海之衆庶ハ職務ニ免レ且一二
ノ他ノ利益アリ即チ譬ヘハ掌職ノ時間他ヨリ短カク給料
他ヨリ貴キ等ノ如シ
但佛郎斯國ニハ唯戰爭之時而已此姓名簿ヲ用ヒ而シテ之
ヲ定限トシテ懇望自投之職務名目ヲ擧ケテ水夫ノ職ニ充
テス
戰爭ニ臨テ諸人皆武器ヲ携帯スルヲ要トスル時此ノ規則
ヲ守リテ又亂サス而シテ漁夫ハ軍陣ニ給仕セスシテ猶能
ク船上ニ職ヲ掌ル之ニ依テ此規則ノ功又甚々善シ而シテ

佛郎西國自賞シテ云ク我國實ニ居常水夫四万人ヲ具フ可
シト英吉利國ノ制ハ之ニ反シテ軍陣ニモ亦軍艦ニモ土人
姓名簿ヲ具ヘス其職務ヲ掌ル者ハ總テ懇望自投ノ兵ヲ擧
テ之ニ充ツルヲ要トス之ニ由テ魯西亞國トノ戰爭ノ時其
諸害ヲ見ハセリ此時ニ方リテ東海ノ軍艦種々ノ土人ヲ聚
合シテ兵卒ト爲シ其部署甚々粗惡ナルヲ以テ艦將ナビ
ル氏其粗兵ヲ以テ海ニ赴カンコトヲ懼ル、甚々シクシテ其
嫌忌ヲ掩蔭スルコト能ハサリシニ英軍貴價ヲ擲テ兵ヲ募ル
ト雖モ曾テ其員數ニ滿テルコト能ハザリシナリ
凡歐羅巴中大ニ水夫ニ缺乏セルハ必ラス其土人衆庶之間
商賈之事恐敬スヘキ擴大繁昌ナルニ歸ス
荷蘭國ノ製水軍職務ニハ又總テ懇望自投ノ兵ヲ採用ス此

規則ハ能ク水軍農兵ニ建ツルト雖正上章擧ル所ノ利害ニ依テ曾テ此法ヲ以テ陸軍ニ及サス凡我軍艦ハ投促不羈之兵ヲ乘リ組セ而シテ其職務ヲ獎勵スル爲ニ本授小軍隊之小長官ト水夫ヲ設ケ置キ其俸錢ヲ貴クス其推算記ハ下條ニ擧ク

本授小軍隊ヲ製スル定則ハ和蘭國水軍號令之レセオイル中ニ見ユ而シテ下條記セル所ノ法ニ就テ之ヲ建ツ可シ

第一ニ本授小軍隊ヲ制スルニ小長官及ヒ水夫之員數ハ定限アルコトナシ

本授小軍隊之利益ハ第一ニ俸錢他ヨリモ貴ク又補備ノ長官ニシテ俸錢減少セル者及ヒ褒賞金ニ於テモ遲滯スルコト無シ

本授小軍隊之長官ニ陞ラントヲ欲セス又水軍職務ニ定マレル時限ヲ奉仕センコトヲ欲セサル者ハ又三或ハ五年ニシテ職ヲ辭シ去ヲ許ス

水軍歩卒或ハ水軍ハ之ヲ以テ千五百人之小軍隊ヲ制シ本授小軍隊之小長官及ヒ水夫ニ給スル諸利益ヲ給ス

本授小軍隊之水軍及ヒ水夫ハ宛然トシテ軍艦ノ警備屯軍ノ如シ

速カニ軍艦ニ兵ヲ備ヘ及ヒ行装ヲ具フルニハ本授小軍隊之水夫及ヒ歩卒ヲ要シ而シテ其水夫ヲ擧クルニハ居恒掌職時間ヲ定メ三四或ハ五年之間給仕セシムルヲ期限トスルコト顯然タリ

夫レ其掌職時限ヲ定メサルハ其利害如何ナル乎○是出

帆セント欲スル時機ニ臨テ其水夫船ヲ捨テ逃遁ス可キナ
リ是其機會ヲ失スルコト大ナラスヤ
之ニ反シテ其本授小軍隊中ニ小長官及ヒ水夫ノ德義練磨
ノ功アリテ衆ニ卓出セル者ヲ撰拔シテ設クル時ハ則チ常
ニ水軍ノ核實ヲ爲シ止ムヲ得スシテ不適當ノ兵卒ヲ擧ケ
用ユル時ハ此核實ヲ増スヘシ
此法ニ依テ和蘭國ノ水軍ヲ編制シ又演習ニ依テ斯ノ如ク
水軍速カニ必要ノ適宜ヲ得ヘシ
歐羅巴ハ商買盛ニシテ殆ト其各國水軍ヲ備フ若軍ヲ起ス
ヘキ時ハ殊ニ本授小軍隊幾位ヲ要ム是ニ於テ衆庶自カラ
軍備ヲ設ケンコトヲ欲シ水兵務メテ其軍艦ノ爲ニ用ヒラレ
ンコトヲ欲ス但シ是ヨリシテ自然速カニ其水夫ノ缺乏ヲ釀

シ出ス此時ニ當リテハ其水夫タリトモ尙未タ軍艦水夫ノ
要領ヲ得サルコト屢々ナリト雖モ驚歎スヘキ貴價ヲ以テ眼
前ニ擲チ出サシムルニ至ル
然ルニ良善ナル小長官及ヒ水夫ノ本授小軍隊ヲ具ヘ此諸
官ヲ教師トシテ船中ニ分賦スル時ハ則チ俸錢ヲ増加セス
シテ水軍ヲ制ス可シ
予水軍長官教導ノ法ヲ説カサリシナリ是此法ハ年齢十六
歳以下ノ少年ヲ將テ教場或ハ大艦上ニ聚合シテ長ク水軍
長官ニ至ルマテノ法ヲ教導スルヨリ他ノ法無キ故ナリ

以上提要

啗蘭國水師本授小軍隊小長官及ヒ水夫之俸錢表

官 職	月 俸 錢	提 要
シキツベルノ長	六十ギニルデン	第一等之リーニイ船及ヒフレガット船 是ヨリ小ナル船及ヒ哨船 本授小軍隊ニ定リ入ル時ハ月俸錢ヲ増加 スルコト二百ギニルデン
同	五十六	
シキツベル	四十六	
水夫小頭	三十七	
シキーマン	三十五	
第一等水夫小頭助	二十六	
第一等シキーマン助	二十五	
第二等水夫小頭助	二十三	
同シキーマン助	二十一	
第三等水夫小頭助	二十	
同シキーマン助	廿	
甲必丹ノスループ舟ヲ	二十五	
司トルクアルテールメーステル	二十三	
バルカス舟ヲ司トル同	二十	
クアルチールメーステル	十八	
第一等之水夫	十八	

第二等之水夫	十五	リーニイ船フレガット及ヒ哨船 是ヨリ小ナル船 リーニイ及ヒフレガット船 小ナル船及ヒ哨船 リーニイ及ヒフレガット船 小ナル船及ヒ哨船
接鋏役之長	四十八	
同	四十五	
大銃手小頭	五十	
大銃手之長	四十六	
大工之長	四十八	
同	四十五	
帆縫之長	四十	
第一等之鍛冶	四十五	
第二等之接針役	三十三	
大銃手	二十二	
同助	三十五	
第二等之大工	三十	
第二等之帆縫	二十五	
第二等鍛冶銃工	二十五	
第一等桶匠	二十五	

兼テアムステルダムレイツウエルフ街銃
工師ノ證書ヲ受ケ銃工ノ職ヲ了會スル者
ナリ然ラザレハ月俸錢二十ギニルデンナ
リ

ボツテリール <small>船中食物 預り役人</small>	二十三、	定姓名簿之人員百人ヨリ百九十九人乗リノ船
同助	二十五、	同二百人ヨリ三百五十人乗リ之船
同	二十七、	同五百人以上之船
同助	二十、	乗組姓名簿ノ順次ニ從テボツテリールノ下等ニアル時
同	二十二、	同長タル時
教師	二十五、	若ボツテリール缺ケタル時同助ヲ以テ長ト爲レ船中ニ居ル時其乗組姓名簿下等ニアル時ハ其定係二十ギユルデンノ上其定係ト故ノボツテリール定係之半差ヲ増ス
船中罪人預役	三十、	リーニイフレガツト及ヒ哨船
同	二十五、	小ナル船
看病人之長	二十五、	
看病人	二十、	
甲必丹房之厨人	二十六、	
同船將之厨人	二十六、	
一船之厨人	二十六、	
同助	二十、	

水師本授小軍隊之小長官及ヒ兵士之月俸錢表

官 職		提 要
アシウタン下等士官	五十ギユルデン	
セルシアントマヨール	四十、	
セルシアント <small>別隊之司令官 同下等</small>	三十五、	銃手ノ職ヲ掌ル時ハ四ギユルデンヲ増ス
コルボラール <small>(別隊ノ司令官 コルボラール)</small>	三十三、	
同鼓手	二十四、	
同下等	二十二、	同斷三ギユルデンヲ増ス
同笛手	二十一、	
第一等ノ水兵	十七、	
第二等ノ水兵	十四、	
第一等ノ鼓手	十四、	
第一等ノ笛手	十四、	
第三等ノ水兵	十一、	

第二等ノ鼓手
第二等ノ笛手

十一

又按スルニ萬邦共ニ海軍水卒ノ得難キヲ此諸説ヲ以テ知ル可シ書中懇望自投之兵ト云フ者ハ自カラ好テ此兵卒水夫トナル者ニテ音ニ農兵役夫ノ屬ニアラズ西洋諸國此徒多キガ故ニ是ヲ編制シ其中人物ヲ撰拔シテ下長官并ニ其他ヲ定メ餘ヲ役セシム然トモ其俸錢多カラサレハ自投ノ卒モ亦少ナシ故ニ爰ニ舉グル俸錢表ノ如キモ永世不變之定給ニアラズ戰爭或ハ不測之變ニテ水卒數千ヲ募ル時ハ又其俸錢ヲ増加セサルヲ能ハス本授小軍隊ハ自投之兵卒ヲ編制セシ海軍隊ノ名ニテ囑蘭ニ之ヲハステコルプスト云フ平常其官職格式定給ヲ以テ

諸軍艦ニ役スル者ナリ此法西洋諸國之法ヲ折衷シ考定セシ故尤良ナル可シ

此諸説給料表ノ如キハ無用之贅言ニ似タリト雖モ海國必知ノ事タルヲ以併記シ以テ後考ニ附ス

「コストシヨルベイ」ハ海岸測量之義是ハ自國他邦ヲ云ハズ年々船貳艘ヲ出シ其海岸之形狀暗礁島嶼及ビ港内之深淺等ヲ實測セシメ海圖ヲ製ス當時此役ニ出タル船蒸氣船五艘スクリ子ル船二艘ナリト云フ去歲我邦神奈川ニテ難破セシ船モ亦此中ナリ此船ハ北大洋ヨリシテ支那朝鮮我邦之海濱測量ノ爲メニ出タセシ者ナリ聞ク此測量中之入費ハ音ニ自國之費用而已ニアラス英國モ亦預カレリト是海圖明ヲカナラザレハ航海之船舶不測之災害ニ係カルヲ以テ其害万邦ニ及ブ

ガ故ニ政府ヨリ之ヲ評決シ其器ニ堪ユル者ヲ撰拔シ此役ニ赴カシムト云

米人微賤ノ者等醉狂シ或ハ他事ニテ争鬪ナスニ必ス拳ヲ以テ打合或ハ履ニテ蹴ル而已曾テ刀槍小刀ヲモ用ヒズ是國法嚴ナルカ故ニ若一人ニテモ私鬪ニ當リテ刀ヲ用ユル者アレバ傍人等理不理ヲ論セズ刃ヲ執リシ者ヲ立チドコロニ打殺スナリ若傍人アラスシテ勝利ヲ得ルモ官之ヲ赦サス必ズ死ニ到ラシム水夫ノ如キハ平常帶ニ小刀ヲ持ツ若誤リテ私ノ鬪争ニ及フ時ハ必ス此小刀ヲ捨テ歎ト力鬪ス微賤頑民ヲ御スルニ又一良法ナル可シ

此地ニ一種之小鳥有リ米人呼テハメンボウト云フ其形僅ニ一寸八分許リ嘴五六分ニシテ小針ノ如ク毛色鮮美ナリ仲春

初旬ヨリ群芳馥郁タル園中ニ群飛シ其花露ヲ吸フ其群飛速カニシテ見留ベカラス唯羽音ヲ聞クノミ初メ此地ニ到リシ時山蜂ノ花露ヲ吸フ者ト思ヒタリシカ後稍ク其鳥ナル事ヲ知レリ

又一種ノ毒蛇有リヲレゴンレトリス子キト云フ尤恐ルベク憎ムヘキ者ナリ其形尋常ノ蛇ノ如クニシテ太ク唯其尾異様ニシ小車形アリ人ヲ見ル時ハ其尾ヲ鳴ラシ忽喰ム若誤リテ此齒ニ觸ル、時ハ毒全身ニ及ビ忽ニシテ死ス百藥取テ功無ナシト云フ此蛇三四年毎ニ此島中ノ原野ニ生ス米人等尤恐ル

同十二日我使節並加比丹プロツク之華聖頓ニ行クヲ送ル
今回我船へ搭載シ來リシ米國水夫之内五人歸路航海中屢

入之義當所軍事總督コムドール及ヒ次官甲比丹へ掛合濟ニテ當船へ雇入ル然ル上ハ日本之作法可守旨申渡歸着之後横濱港出張之米國コンシユル方へ可引渡答ニ約ス同十三日當港ニ繫在之米國軍艦インゼベンゼルス號船將ビセル爲尋問來ル

此艦長徑四十間幅十二間許大砲七十五門備フ四十年前製造之モノニテ當時ハ港内警衛ノ爲メ繫置ク而已航海ニハ用ヒザル由

同十四日プロック乗船我同船シテ送別ス

同十六日我が使節ノ乘リタルポバタン船ニ到リ送別ス

翌日ポバタン船サンフランシスコ出帆

廿二日前檣朽腐ヶ所アルニ付新ニ入替ル

同閏三月十日我カ咸臨船修復成ル

咸臨船修補一切ノ費用凡銀二万五千圓餘ハ大統領殿下ヨリ日本大

帝ノ爲ニ獻呈スヘシトノ事ナリ然レハ些少ナレトモ工事

ニ預レル諸官員ニ聊慰勞トシテ若干銀ノ費用ヲ進呈セント

申入レタリシニ夫モ承諾セス因テ甲比丹マツキ氏ニ謀リ

右銀圓ヲ當地ノ寡婦中ニ贈與スル事ニ決ス

同十一日船ヲサンフランシスコへ廻ス加比丹マツキゾーガ

ル同行我ガ水夫ノ大病ニテ乗船ナリ難キ者八名看護夫二人

差添へ病院ニ入レ置キ全快次第便船ヲ以テ我邦ニ送届シ

ヲ倚賴ス總計十人爲費用洋銀三千圓ヲ附托ス

先是我咸臨艦之水夫源之助病院ニ於テ三月朔日死去シ水夫

富藏同月十一日死去セシ旨附添人ヨリ届出ツ因テ何レモ當

地之墓地ニ埋葬シ艦名及ビ姓氏年月等ヲ鐫附タル石碑ヲ各別ニ建テタリ

同十五日午後米國軍艦サイエン號入港我艦ヘ對シ祝砲十三發ス此方ヨリモ同様應砲ス

同十六日プレシデント之宅ヲ訪フ午前米國軍艦サイエン號並蒸氣船將ヲルデン方ヘ行ク

同十七日此夜プレシデント之官舎ニ行キ會議諸事ヲ決スルヲ見ル其式

總統領ハ舍内之中央上段ニ机ヲ設ク前ノ下段ニ筆者二員使奴一員有リ又周環十二員之官人アリ此机後柵アリ柵外活版工其他之者等來リテ其議ヲ聞ク初メ筆者十二之官員揃ヒシヤ否ヲ問ヒ一々其姓名ヲ呼フ官員之ニ答フ而シテ

後其出訴之順次ヲ逐ヒ其狀ヲ取リテ之ヲ讀ミ其議ヲ諸官ニ問フ各官其思慮スル所之議ヲ言フ必ス其同議多キ者ヲ以テ之ニ決ス又其缺官ニ人ヲ撰舉スル如キハ十二之官員各其舉ケント欲スル者ノ姓名ヲ以テ紙片ニ書シ入札シ之ヲ開ラクニ其數七人同議ニ當タリシ者ヲ以テ之ヲ定ム大抵夜彼カ八時ヨリシテ十時ニ到リテ終ル官舎之戸前兵卒一員其出入ヲ監守ス大統領平常ハ街市ヲ獨歩シ其威權無キ者ニ似タリ今爰ニ到リテ見ルニ威儀平常ニ似ス其周旋嚴然諸官員等之ト說話スルニ皆慎ンテ其命ヲ奉ス

初メ咸臨艦ノ桑港ニ航スルヤ殊ニ該國人ノ意表ニ出テ其悅ヒ謂ン方ナク其地ノ官吏ヲ始トシテ全港ノ人民皆心ヲ